

# 経 済 産 業 省

官 印 省 略  
20160223電委第2号  
平成28年3月25日

経済産業大臣 宛て

電力取引監視等委員会委員長

## 小売供給の登録について（回答）

平成28年2月8日付け20160208資第5号及び平成28年2月23日付け20160223資第3号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売供給の登録について審査を行ったところ、別添の者については、いずれも「電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」（平成27年8月3日付け20150728資第1号。以下「審査基準」という。）2.において準用する審査基準1.（2）に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の者の小売供給の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、以下の1.の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

1. 申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。
2. 平成28年4月1日より前に、小売供給を受けようとする者と小売供給に関する契約の締結をしようとするときは、電気事業法等の一部を改正する法

律（平成２６年法律第７２号）第１条の規定による改正後の電気事業法（昭和３９年法律第１７０号。以下「法」という。）第２７条の２６第３項において読み替えて準用する法第２条の１３の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行うこと。また、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者がある場合にあっては、当該者に、法第２７条の２６第３項において読み替えて準用する法第２条の１３の規定の例により、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件の説明等を行わせること。

さらに、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給を受けようとする者からの苦情及び問合せについては、平成２８年４月１日より前においても、適切かつ迅速にこれを処理すること。

- ３．当該登録に付された条件の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告又は資料の提出を求められた場合には、平成２８年４月１日より前においても、遅滞なく対応すること。

(別添)

(小売供給を行おうとする者)

- ・イーレックス株式会社
- ・株式会社 F-Power
- ・一般社団法人東松島みらいとし機構
- ・株式会社フォレストパワー
- ・丸紅株式会社
- ・宮崎パワーライン株式会社

法人番号 2010001066839

法人番号 2010701022133

法人番号 4370305000927

法人番号 8240001043603

法人番号 9010001008776

法人番号 6350001013489

(五十音順)